



北区立小・中学校

PTAのしおり



令和8年4月発行

北区教育委員会事務局 教育振興部
生涯学習・学校地域連携課

TEL (3908) 9323

北 区 教 育 委 員 会

東京都北区立小学校PTA連合会

東京都北区立中学校PTA連合会

はじめに

この「PTA のしおり」は、PTA について、よく理解していただくことを目指して作られたものです。また、PTA 活動については、おおよそのあり方を示したもので、これに制約されるものではありません。参考としてご活用ください。

1. PTA (Parent-Teacher Association) とは

- ① 子どもたちの健全育成のために、保護者と教師がお互いに学び合い、会員相互の人間的な成長を図る、成人教育を目的とした**社会教育関係団体**です。
- ② 家庭、学校、地域社会の連携により、子どもの健全育成にとって重要な役割を担っています。
- ③ 会員の総意に基づき、民主的、自主的に運営される**任意団体**で、**入会は自由**です。
- ④ **政治的、宗教的に中立**であり、**非営利**でどこからも干渉を受けない独立した団体です。

2. PTA の組織と運営

PTA は任意団体であり、入会を自由とする組織であるという考え方に基づき、組織的な活動を促進することが求められます。各学校の実情を踏まえての組織づくりや相互の連携を図っていくことが大切です。

(1) 一般的な PTA の組織の例

- ① 総会
PTA の最高議決機関です。
- ② 役員会
会員の中から、民主的な方法により全員の総意に基づき選出された会長、副会長、書記、会計などによって構成され、PTA の基本的な活動の企画、立案を行います。
- ③ 常置委員会(専門部会)
会員の中から選出された委員により構成され、PTA の諸活動を推進する委員会です。
- ④ 運営(実行)委員会
役員と各常置委員会(専門部会)の正副委員長によって構成されます。この会は、それぞれの横の連絡を密にし、理解や協力を求めたり、提案事項を審議したりするもので、総会に次ぐ重要な機関です。
- ⑤ 特別委員会
特別な事柄(役員指名、規約改正など)に取り組む委員会で、目的により設置され終了とともに解散します。
※あくまで一例であり、学校によって詳細は異なります。

(2) PTA の運営上大切なこと

- ① 運営に当たっては、年間計画に従って組織内の連絡、調整を密にし、調和のとれた活動を行うようにします。また、活動のための適正な時間を検討し、効率的な運営を図ります。
- ② PTA 活動の現状を全会員に理解されるよう、広報紙の発行やその他の機会を通じて周知を図ります。
- ③ 一つの事業の終了後には、その反省や評価を行い、引き継ぎを含めて次の活動に役立てるようにします。
- ④ 運営に必要な経費は、会員の負担によることが原則です。会費は、入会している全ての会員が平等に負担し、その金額についても会員の総意で決めます。
- ⑤ 予算は、PTA 活動の基盤になるものであり、方向づけになるものです。従ってその編成は、会員の意見や要望を十分取り入れ慎重に行う必要があります。
- ⑥ 個人情報の取り扱いには十分な注意が必要です。保護者の同意を得ずに、学校が PTA に個人情報を提供することは、個人情報保護法で禁じられています。PTA が名簿を作成する必要がある場合は、事前に会員から承諾を得た上で個人情報を収集します。

3. PTA の活動

前項までの PTA の基本に沿い、諸活動を進めていくために学校の実情にあった委員会を構成します。各委員会が担うべき役割を明確にすることが、PTA を運営していく上で、大変重要なことです。特に社会背景を十分考慮し、組織のスリム化や運営上の創意工夫を重ねていくことが望まれます。常置委員会を設置していく場合、次に掲げる活動内容を参考にしてください。各学校の実情にあった委員会を設置し、楽しく効率的に活動していくことが大切です。

- ① 子どもたちの心身の健康、安全や環境整備に関する活動
例：健康、安全等に関する講演会や講習会、健康に関する調査や資料収集、地域の美化推進運動、地域パトロール、愛の一声運動等
- ② 会員自らの資質を高める活動
例：会員相互の話し合いの会、講演会、見学会、家庭教育に関する学習、各種講座等
- ③ 会員の親睦を図る活動
例：会員を対象としたレクリエーションや会員と子どもがともに参加できる行事の実践等
- ④ 情報の収集と伝達に関する活動
例：広報紙の発行、HP の開設、運営、組織内外との情報交換、関係諸機関からの情報収集等
- ⑤ 学級、学年に関する活動
例：学級、学年相互の情報交換、連絡、調整、各委員会(部)との連絡、調整等

4. PTA と学校、家庭、地域社会との連携

子どもは家庭、学校、地域社会の中で、様々な体験や人との関わりの中で成長します。従って、子どもの健全育成を図るには、この三者が一体となって協力し合うことが重要です。

(1) PTA と学校、家庭

学校では、子どもたちが集団生活を営み、一定の教育方針の下で、教師はさまざまな学習の場を工夫し、個に応じた指導を通して人間形成を図ります。

一方、家庭では家族とのふれあいの中で、子どもは基本的な生活習慣を身に付けていきます。

子どもの健全育成を図るには、学校と家庭が相互の立場や主体性を尊重し、信頼しあって互いに協力、支援しあう関係を築くことが大切です。学校と家庭は、常により良い学校教育、家庭教育の推進を目指して、学び合い、互いに高めあう関係であり、その懸け橋となるのが PTA です。

(2) PTA と地域社会

子どもの健全育成を図るには、地域社会のあたたかな見守り等、地域の教育力も必要です。地域行事の中で子どもたちは様々な体験をして、成長していきます。そのためにも、PTA が地域における団体の一つとして様々な団体、機関等と連携、協力することが大切です。

5. PTA 連合会の活動

PTA 活動をより積極的、効果的に進めるには、各校の PTA が連絡を密に取りながら、組織的な活動をしていくことが大切です。そのために、北区立の小学校・中学校・義務教育学校の各 P T A を構成員として「東京都北区立 PTA 連合会」が結成されています。

PTA 連合会は、各学校 PTA 間の横の繋がりを大切にし、単独では解決が難しい問題に対して提言や情報発信をしています。また、区教育委員会と連携し、諸事業を行っています。

6. PTA と教育委員会との連携

教育委員会は、社会教育振興の一環として PTA の健全な発展を願い、研修の機会や資料の提供、相談、助言などに努めています。

また、共催事業として、研修会などの事業を行っています。PTA と教育委員会は、常に情報交換し相互理解に努め、ともにより充実した PTA 活動の推進を図っています。

